

受動喫煙対策のポイント

従業員スペースも含め

原則 屋内全て禁煙です (店 内)



健康増進法では、原則屋内禁煙です。

従業員のみであっても、
屋内で喫煙することはできません。

営業時間外であっても、喫煙できません。



屋内(店内)への喫煙室設置について

健康増進法では、下記のとおり一定の基準を満たした喫煙室を店内に設置することが認められています。
いずれの喫煙室でも従業員含め 20歳未満立入禁止です。

喫煙室 設置基準

- ・喫煙室入口において室外から室内に流入する空気の気流が0.2m/秒以上であること
- ・たばこの煙が喫煙室外に流出しないように壁・天井などによって区画されていること
- ・たばこの煙が屋外に排気されていること

一般的な事業者が設置可能



喫煙専用室



- 喫煙が可能
× 飲食等不可
施設の一部に設置可



加熱式たばこ
専用喫煙室



- △ 加熱式たばこに限定
○ 飲食等可能
施設の一部に設置可

健康増進法の経過措置として設置可

喫煙目的施設に限定して設置可能



喫煙目的室



* 主食とは、社会通念上
主食と認められる食事を
いい、米飯類、パン類
(菓子パン類を除く。)、
麺類等が主に該当します。

- 喫煙が可能
○ 飲食(主食*を除く)等可能
施設の全部、または一部に設置可

たばこ小売販売業の申請については、
財務省HPよりご確認ください。



財務省HP



屋外(店外)での喫煙は可能?

屋外での喫煙は可能です。しかし、喫煙場所(器具)を設置する際は、「周囲に望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮すること」が法律で義務付けられています。

- 喫煙場所(器具)は、建物の出入口付近を避けて、出来るだけ人通りの少ない場所に設置しましょう。
- パーテーションなどを設けて煙が近隣に流れないように工夫しましょう。



望まない受動喫煙が生じないよう、ご協力をお願いします